

令和2年度第2回茨木市人権尊重のまちづくり審議会 委員意見等への回答

ご意見等	回答
<p>新型コロナ禍、各センターで独自事業を開催できたことは、今後のセンターのあり方に参考になると思います。</p>	<p>—</p>
<p>①資料1について 2021年度の新規：ポケットWi-Fiの設置及び管内Wi-Fi化について 今まではネットが繋がっていなかったのでしょうか？ いつの時期には実現するのでしょうか？見通し？ 今までは事業をする時はオンライン？</p>	<p>各いのち・愛・ゆめセンター（以下、センター）では、ネット接続（有線）が可能な部屋が限定されており、かつ、速度も不安定であるため事業に係る実用的な利用が難しい状況でした。ポケットwifiの貸室利用者への貸出開始時期は令和3年4月を予定しており、速度や活用度等の実用性を検証することで館内wifi化を検討します。</p>
<p>②資料2について ・コロナの時期に事業中止が多い中で工夫して実施、進めてくださっているのに感謝です。特に相談事業・・・ ・相談は支援事業として自殺者増加の中で精神的な支えとして是非工夫して対面相談や焦点しぼった相談をお願いしたいです。 ・3センターでないとできない支援事業、相談事業を実施されていて大変な時は存在感が出てくると思います。 例：コロナウイルスによる相談内容の ●家族が感染したことによる不安とか ●両親のコロナによる問題 ●コロナによる差別や疎外感 ●感染リスクの高い人の不安 医療機関や専門機関では補えない相談をぜひお願いします。 ただ、広くなかなか周知されてなくて悩まれている人たちの周知をぜひお願いします。 なにかオープンにできる事はないでしょうか？</p>	<p>総合相談事業については、広報誌や市HP、公共施設等でのチラシ設置をはじめ、各センター発行の機関紙や庁内各課発行の相談に関する情報冊子等に掲載するとともに、各地域で開催される会議や各種イベント等で相談員等が出向き説明するなどにより、周知に努めているところです。特に新型コロナウイルス感染症については、コロナに関連した差別や偏見をなくすための啓発チラシを市内公共施設や商店街等に配布し、センターが相談窓口の一つであることも周知しています。引き続き積極的な周知活動に努めます。 対面面談についても、飛沫防止板の設置や換気を行いながら実施しており、対象者の気持ちに寄り添った相談を行うことで、困りごとへの早期かつ継続的な支援を行っています。</p>

ご意見等	回答
<p><新規>の記述がないものは継続事業と考えてよろしいでしょうか。たとえば、ユースプラザ事業など記述がないものです。そうすると、2019年度以降、提言⑥についての事業がなにも行なわれていないように読めてしまいます。また、資料②におきましても分館の機能と役割を生かした事業についてご紹介いただくと幸いです。</p>	<p>資料1では、紙面の関係上、特に新規事業を抜粋して記載しており、過年度の事業は継続して実施しています。</p> <p>資料2につきましては、新規事業やコロナ禍での特記すべき事業、各センター独自事業を掲載しております。</p> <p>分館の機能と役割を生かした事業として、令和2年度のユースプラザ事業の事業概要等を追加で送付いたします。</p>
<p>コロナ禍における創意工夫をこらした諸事業の実施に心からの敬意を表します。これまでセンターでは2018年度以降、「防災」を一つの事業の軸にしたさまざまな事業を展開されてこられました。コロナ禍におけるセンターの機能と役割(および課題)について評価する必要性を感じます。次回以降の審議会でご報告いただけますと幸いです。</p>	<p>コロナ禍におけるセンターの機能と役割(及び課題)については、次回以降の審議会で報告します。</p> <p>第2次人権施策推進計画の中間見直しの中で、コロナ禍という新たな局面における課題等を市全体として整理したうえで、センターの機能と役割(及び課題)を再確認するとともに、人権の視点や多様性への理解等に基づく観点から評価を行ってまいります。</p>
<p>「性の多様性」の観点、パートナーシップ制度等による行政業務の見直しは、人権の観点からの行政施策の向上として評価されるものと存じます。合理的配慮とも言えます。これら業務や施策の検証における成果と課題につきまして、(数字以外のところで)次回以降の審議会におきまして、貴課による評価をお聞かせいただけましたら幸いです。</p>	<p>評価について、次回以降の審議会で報告します。</p>
<p>パートナーシップ宣誓証明制度は性的マイノリティを対象としていますが、もっと広い意味で言う婚姻の形式をとらない人との関係でも広まってゆくことはないのでしょうか。</p> <p><input type="checkbox"/> 本来(現行の法律上)の婚姻が認められない⇒パートナーシップ</p> <p><input type="checkbox"/> 現行の婚姻は可能だが、法律上の婚姻を求めないパートナーシップ</p> <p>↳ こちらは今後考えてゆくことはないのでしょうか。</p>	<p>パートナーシップ宣誓証明制度は、法律上婚姻が認められない同性パートナーの関係を公的に証明することで、社会的理解を促進し、性の多様性を尊重する社会をつくる大きな意義のひとつと考えています。</p> <p>ご意見は、いわゆる事実婚の方の場合かと思われませんが、多様な家族のあり方という観点等から、社会的に今後議論になる可能性はあると感じています。</p>

ご意見等	回答
<p>①「いのち・愛・ゆめセンター」に関する市の方向性と取り組みについて 非常に解り易く、簡潔に整理されています。コロナ後の運営の在り方についても良く検討されています。</p>	<p>—</p>
<p>②いのち・愛・ゆめセンターにおける事業概要 ・2020年は新型コロナウイルス禍により活動が制約される中、新しい視点での写真展・アートへの取り組みなど積極的に行動されており敬服いたします。 ・オンラインやメール等を上手に活用されたようですが、市内においても小学校の学級閉鎖や保育所の閉鎖等が発生しており、感染者の発生防止に格段の注意をお願いします。 (イベント等の公示についての工夫、実施・中止の判断など)</p>	<p>イベント等については、引き続き規模や内容等を慎重に検討しながら、新しい生活様式のもと実施することを基本としますが、感染症の状況等を勘案して、中止・延期する場合もあると考えています。事業等を中止・延期する場合は、決定次第すぐにHPやSNS等に掲載するとともに、関係する地域団体等とも情報を共有するなど、より多くの方々に周知できるよう努めます。</p>
<p>③大阪府パートナーシップ宣誓書受領証提示により対応可能な事務 ・大阪府では条例として制定されていますが、茨木市としては対応可能な事務内容について要綱等で明示する予定はあるのでしょうか。 大阪市を含め他の自治体ではほとんどの場合、要綱により運用されているのが実態のようです。</p>	<p>対応可能な事務については、各事務の施行規則や取扱要領の運用を内部的に変更することで対応できますので、要綱で明示する予定はありませんが、同性パートナーの方の人権が尊重されるよう、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を活用できる事業について、他の自治体等の取組を参考に、検討してまいります。</p>

ご意見等	回答
<p>「これまでの市の取組と今後の予定」について、従前からの事業を評価するとともに、今年度の新規事業についても期待するところです。</p> <p>さらに、コロナとの共生という大きな課題がある中で、住民と共に行政が頑張っておられることに敬意を表します。通常の事業が実施困難である中で、相談事業などの事業を工夫されて実施されていることを評価したいと思います。</p> <p>現在の日本が抱える課題の中で特に深刻な問題に、生活が成り立たない人々の問題があります。生活困窮者への早期支援をさらに進めていただきたい。愛センターの取組に、相談と福祉部門に適切に繋ぐことが記されていますが、大変大事なことだと認識しています。</p> <p>また、愛センター独自事業ですが、新年度には、コロナ問題に関わる資料展を開催していただければ良いと思いました。昨夏、吹田市立博物館が実施されています。</p>	<p>今年度の新規事業として、コロナ禍による生活不安や困窮状態に陥らないための相談支援として、FP資格を有する社会保険労務士が相談に応じる、暮らし設計支援事業を実施しました。継続的な相談やモニタリングにより生活改善につながっていることから、困窮の予防や生活困窮者への早期支援に効果があると考えています。引き続き福祉部門や関係団体との連携により実施してまいります。また、コロナ問題に関わる資料展については、非常にタイムリーな題材であり、どのような形式で実施できるか等を含め検討します。</p>
<p>①「いのち・愛・ゆめセンター」事業について</p> <p>コロナ禍においても適宜感染症対策を講じて進められたことはとても感謝している。その中で、今後の予定に記載されている防災訓練、特に夜間・宿泊避難所運営訓練については期待している。先日の福島県での地震で感じたことだが、10年前の地震から常に防災訓練を繰り返し行ってきたことで被害が最小限に抑えられたように感じている。茨木市においても次に南海トラフ地震が心配されるため、是非訓練の詳細な報告を期待している。</p>	<p>コロナ禍での影響により、今年度の宿泊型避難所運営訓練は中止しましたが、感染症対策を施した避難所運営は、まさに今求められているところであり、防災対策担当部局とも連携しながら今後手法等を検討、実施に向けて取り組みます。</p>
<p>②申請書等における性別記載の見直しについて</p> <p>2月現在で実施されているのが4分の1以下であることに驚いた。ぜひ、スピード感を持って進めて欲しい。</p>	<p>廃止予定の31件について、早急に規則等の改正を行います。</p>

ご意見等	回答
<p>③パートナーシップ制度について 茨木市の適用可能とする業務が少ないように感じた。賛否両論がある制度と聞いているが、希望する方が使いやすい、利用したいと思う制度となるよう検討を進めて欲しい。</p>	<p>使いやすい、利用したいと思っていただくためには、適用可能な事業を増やす必要があると考えており、他の自治体等の取組を参考に、検討してまいります。</p>
<p>①いのち・愛・ゆめセンターの取り組みについて 新型コロナウイルス感染拡大により、センターの運営が難しい中で、工夫をしながら事業や運営を進めておられますことは、とても素晴らしいことだと思います。また、関係者の皆様のご尽力は、大変なものとお察しいたします。 このコロナ禍に対応して、来年度の事業の充実を進められておりますこと、大阪北部地震を踏まえた地域住民の防災の拠点としての事業など、地域における啓発や相談支援、交流の拠点を担う愛センターの役割は大きいと思いますので、事業の充実を進めていただきたいと思います。</p>	<p>「with コロナ」という環境を迎えるにあたり、引き続き事業実施において創意工夫に努めるとともに、新規事業などを通じて、センターの機能充実を図ってまいります。</p>
<p>②性別記載欄の見直し、パートナーシップ宣誓証への対応について 申請書等における性別欄の見直しを全庁的に取り組まれていることは、とても大切な取り組みであると思います。性別欄がある申請書等のうち、半分以上が廃止可能であるとの結果から、必要性を問いかけていくことの大切さがよくわかると思います。逆に、廃止が否であるところの個別の事業を見ていくことで、性別欄が必要な分野や場面が整理できるのではないかと思いますので、個別事業での検討ができればと思います。 また、パートナーシップ宣誓証をうけて、行政の手続きをどうするのかというところが問われてきますので、引き続き具体例などを収集しながら対応可能な事業を検討していくことが必要になると思います。</p>	<p>性別記載欄の見直しについては、見直しの方向性を示したうえで、各課で検討・整理した結果となっております。資料4にも記載しておりますが、性別欄を廃止できないものは、「性別により配慮または対応をするため」等の3パターンの理由に当てはまるものです。今後、進捗に応じて審議会で報告いたします。 パートナーシップ宣誓証明制度については、使いやすい、利用したいと思っていただくためには、適用可能な事業を増やす必要があると考えており、他の自治体等の取組を参考に、検討してまいります。</p>

ご意見等	回答
<p>③全体を通して 今回の審議会の資料から、人権施策を進めるための取り組みを着実に進めていただいていると思います。コロナ禍で大変な状況の中で、皆様にご尽力をいただき、本当にありがとうございます。今後ともよろしく願いたします。</p>	<p>—</p>
<p>今年度はコロナ禍において、活動が制限される中、趣向をこらした様々なイベントを実施されていたことを知ることができ、歩みが止まってないことを実感しました。</p>	<p>—</p>